

<草津市・消防署・警察署> 開発事前審査申請書・特定開発行為等協議書添付図書1（開発許可または建築物を伴う要綱協議）

		開発事業 事前審査 申請書	委任状	開発事業 概要書	位置図	公図	権利者 一覧表	開発事業 施行 同意書	登記事項 証明書	現況 写真	現況図	土地利用 計画 図	造成計画 断面 図	雨水排水 計画 断面 図	汚水排水 計画 断面 図	給水計画 断面 図	緑化 計画 図	造成計画 断面 図	構造図	求積図	排水 流域 図	道路、河 川（水 路）詳細 図、縦横 断面図	電波障害 予測図、 日影図	建築 計画 図
1	危機管理課 *注1	○		○	○	○				○	○	○	○			○			△	○		△		
2	まちづくり協働課	○		○	○	△					△	○	△	△				△	△	△				
3	環境政策課	○		○	○					△	○	○	△										△	○
4	資源循環推進課	○		○	○					○	○	○							△	△				○
5	農林水産課	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○						○	○			
6	都市計画課	○		○	○					○	○	○					○			○				○
7	交通政策課 *注1	○		○	○							○												
8	公園緑地課	○		○	○					○	○	○							△	○				○
9	開発調整課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
10	建築課	○		○	○	○				○	○	○		○	○	○				○			△	○
11	土木管理課	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		
12	道路課 *注2	○		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○
13	河川課 *注1	○		○	○	○				○	○	○	○	○	○						○	○		○
14	給排水課（下水道担当）*注3	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○					○	○	○		○
15	給排水課（上水道担当）*注3	○		○	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○
16	教育総務課	○		○	○					○	○	○												○
17	歴史文化財課	○		○	○					○	○	○						○						○
18	農業委員会事務局 *注4	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○				○						○
19	西消防署・南消防署*注1	○		○	○					○	○	○	○			○	○							○
20	草津警察署				○					○		○												

特記事項

- ・△の危機管理課の構造図は防火水槽、避難通路、消火栓器具庫およびそれらにかかる標識類がある場合に必要とし、避難通路がある場合は道路詳細図、縦横断面図を必要とする。
- ・△のまちづくり協働課の添付図書は、集会所用地または集会場（地域まちづくりセンター）に関わる開発の場合に必要とする。
- ・△の環境政策課の写真および造成計画断面図は、隣接地に自然環境保全地区や保護樹木がある場合に必要とする。
- ・△の環境政策課・開発調整課の電波障害予測図は中高層建築物に該当する場合に必要とし、開発調整課・建築課の日影図は中高層建築物に該当する場合に必要とする。
- ・△の資源循環推進課の構造図は、ごみ集積所がある場合に必要とする。（32条協議の際は求積図が必要。）
- ・△の公園緑地課の構造図は公園等を設置し、帰属する場合に必要とする。
- ・*注1 危機管理課・交通政策課・河川課・西消防署・南消防署は開発目的が専用住宅である場合は申請書類不要
- ・*注2 道路課については、開発区域内に道路新設および道路改修がない場合は申請書類不要。
- ・*注3 給排水課については、汚水給水計画が無い場合においても申請書類を必要とする。
- ・*注4 農業委員会事務局については、登記事項証明書および登記地目が「田・畑」以外の場合は申請書類不要
- ・水理計算書、構造計算書は、必要に応じて添付のこと。
- ・土地区画整理事業区域内の開発については、仮換地図を添付すること。
- ・汚水排水計画断面図には、宅地内排水設備の計画を家屋内外の設備とも作成すること。
- ・給水計画が公共上水道でない場合は給水計画断面図を必要とする。
- ・教育施設に隣接する開発の場合は、教育総務課分はすべての図書等を必要とする。
- ・市有財産等の財産に係る開発については、総務課分（交通政策課の添付図書＋字限図・権利者一覧表・登記事項証明書・現況図）を作成すること。
- ・1,000㎡を超える工場開発については、商工観光労政課分（教育総務課の添付図書＋登記事項証明証・現況写真・造成計画断面図・緑化計画図）を作成すること。
- ・草津市中心市街地活性化基本計画における中心市街地指定区域については、都市再生課分（教育総務課の添付図書と同様の書類）を作成すること。
- ・概ね50戸以上または1ha以上の開発協議（要綱協議含む）については、幼児施設課分、子ども・若者政策課分（事前審査申請書・開発事業概要書・位置図）を作成し、幼児施設課、子ども・若者政策課へ通知すること。